

[6]憲法96条を改定し、衆参両院の二分の一で改憲を発議できるようにしようという意見がありますが、賛成ですか？反対ですか？

政党					県内立候補者					
自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	自民党 吉川ゆうみ	民主党 高橋千秋	共産党 中川たみひで	幸福実現党 小川俊介	維新の会 深尾ひろつぐ	無所属 大津しんたろう
賛成	反対	反対	反対	反対	賛成	反対	反対	賛成	賛成	反対
			憲法96条は国民の人権を保障し、権力の手を縛るために厳しい要件を定めており、このハードルを下げることは憲法を破壊することにつながるため、改正には反対です。				憲法は国民の権利保障のために国家権力を縛るものです。改憲の発議要件を一般の法律と同じものにするのは、近代立憲主義に反すると言わざるを得ません。	戦後68年間、衆参両院で3分の2の議席を持った政党はなく、今後ありません。国民投票によって、民主主義は担保されており、権力の暴走は阻止されません。	時代に応じて柔軟に改正することが出来るようにするため。	私の考えですが、憲法96条の改定には、「反対」です。しかし、日本国憲法は、自国が主体となって作り上げた憲法であると、強く断言することができないと思います。我が国民の平和と幸福のための独自の憲法を創り上げる必要があると思います。また、「平和憲法」の理念を残しつつ、「国を守る」という意志を記す必要があると思います。